

生成 AI の利用ガイドライン
【第4.0版】

令和8年2月

千葉県

目次

第1	はじめに	2
第2	本ガイドラインで対象とする生成 AI サービス及び適用職員の範囲.....	2
1	本ガイドラインで対象とする生成 AI サービスについて.....	2
2	本ガイドラインで対象とする職員の範囲.....	2
第3	生成 AI サービスの利用について	2
1	利用前のルール	2
(1)	前提として理解しておくべき事項	2
(2)	個人情報や要機密情報の取扱いについて留意すべき事項 (指定されていない生成 AI サービスの利用を希望する場合)	3
2	利用中のルール	3
(1)	入力データ又はプロンプトにおけるルール.....	3
ア	利用目的の範囲内で適切に生成 AI サービスを利用すること。.....	3
イ	個人情報の入力が必要最小限に留めること。.....	3
ウ	正確かつ最新のデータを入力すること。.....	3
(2)	生成物の利用に際しての注意事項	3
ア	生成物の内容をしっかり確認し、必要に応じて加除修正を行うこと。.....	3
イ	委託業務における成果物に生成 AI サービスによる生成物が含まれる場合は 必要な規定を含めた契約を締結すること。.....	5
第4	生成 AI サービス特有のリスクケースへの対応	5
1	生成 AI サービス特有のリスクケースの例.....	5
2	生成 AI サービスにおけるリスクケース発生時の対応	5
(1)	検知内容の報告.....	5
(2)	対処.....	5
(3)	対応結果の報告.....	6
第5	その他.....	6
別表	7

第1はじめに

本ガイドラインは、各所属の職員の皆さんが千葉県情報セキュリティポリシーの範囲内で、業務上生成 AI を利用する際に遵守・留意すべき事項を定めたものです。

生成 AI は、業務効率の改善や新しいアイデア出しなどに役立つ一方で、入力するデータの内容や生成物の利用方法によっては法令に違反したり、他者の権利を侵害したりする可能性があります。本ガイドラインの内容を十分に理解した上で、生成 AI を上手に利用してください。

また、業務の性質、内容等により、本ガイドラインで判断できないことがある場合は、デジタル推進課に確認するなどして、適正な利用が図られるよう努めてください。

第2本ガイドラインで対象とする生成 AI サービス及び適用職員の範囲

1 本ガイドラインで対象とする生成 AI サービスについて

本ガイドラインの対象とする生成 AI サービスは、デジタル改革推進局が指定するものとして、その他の生成 AI サービスの利用は禁止します。

なお、業務上の必要性から、指定されていない生成 AI サービスの利用を希望する場合には、「[千葉県情報セキュリティ対策基準に関する事務取扱要領](#)」で定める「[外部サービスの利用に関する事務](#)」に基づき、事前にデジタル推進課に申請を行い、指定を受けてください。

また、生成 AI サービスごとに、担当課、利用者、利用可能な業務の範囲及び入力可能な情報を、別表のとおり定めます。入力可能な情報における機密性の分類は、「[千葉県情報セキュリティ対策基準](#)」で定める情報資産の分類を参照してください。

2 本ガイドラインで対象とする職員の範囲

本ガイドラインの適用範囲は、「千葉県情報セキュリティ対策基準」の適用範囲(知事部局、行政委員会(公安委員会を除く。)、議会事務局及び地方公営企業)と同様とします。

なお、学校教育における生成 AI の利用については、本ガイドラインの適用対象外とします。

第3生成 AI サービスの利用について

生成 AI サービスを利用する際は、千葉県情報セキュリティポリシーと併せて、以下の「1 利用前のルール」と「2 利用中のルール」を遵守してください。

1 利用前のルール

(1) 前提として理解しておくべき事項

- ① 生成 AI サービスを利用する前には、デジタル推進課が指定する研修を必ず受講すること。
- ② 生成 AI の利用は、様々な便益が期待される一方、要機密情報(千葉県情報セキュリティ対策基準に定める自治体機密性2以上の情報をいう。以下同じ。)の流出やハルシネーションなどのリスクがあることを理解すること。
- ③ 生成 AI サービスの利用方法、セキュリティ上の留意点、生成 AI の出力についての精度及びリスクの程度を理解すること。
- ④ 生成 AI サービスへの入力結果及び出力結果は、必要に応じてデジタル推進課に提供する必

要がある旨を事前に了解すること。

- ⑤ 職員は私用デバイスへ私的にインストールした生成 AI に職務上知り得た情報を入力してはならないこと。

(2) 個人情報や要機密情報の取扱いについて留意すべき事項(指定されていない生成 AI サービスの利用を希望する場合)

- ① 行政機関等が、生成 AI サービスに保有個人情報を含むプロンプトを入力し、当該保有個人情報に対する当該プロンプトに対する応答結果の出力以外の目的で取り扱われる場合、当該行政機関等は個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)の規定に違反することとなる可能性がある。そのため、このようなプロンプトの入力を行う場合には、当該生成 AI サービスを提供する事業者が、当該保有個人情報を機械学習に利用しないこと等を十分に確認すること。
- ② 不特定多数の利用者に対して提供され、かつ定型約款や規約等への同意のみで利用可能となるクラウドサービス型の生成 AI サービスを業務で利用する場合には、原則として、要機密情報を取り扱わないこと。また、要機密情報を取り扱わない場合であっても、例えば、国外にサーバ装置を設置している場合は、現地の法令が適用され、現地の政府等による検閲や接收を受ける可能性があることに留意すること。

2 利用中のルール

(1) 入力データ又はプロンプトにおけるルール

ア 利用目的の範囲内で適切に生成 AI サービスを利用すること。

利用者側の不理解やミスにより生じるリスクがあることを踏まえて、利用目的の範囲内で生成 AI サービスを適切に利用してください。

イ 個人情報の入力は必要最小限に留めること。

生成 AI サービスに個人情報を含むプロンプトを入力する場合には、事前に当該生成 AI サービスへの入力の可否を確認の上、保有個人情報の利用目的のための必要最小限の利用であることを十分に確認してください。

ウ 正確かつ最新のデータを入力すること。

不正確な回答につながってしまうため、生成 AI サービスに入力する前に、前提が誤っている等の不正確な情報となっていないかを利用者自身で確認してください。

(2) 生成物の利用に際しての注意事項

ア 生成物の内容をしっかり確認し、必要に応じて加除修正を行うこと。

生成 AI サービスの出力に基づいて行われた判断も説明責任の対象に含まれます。そのため、生成 AI サービスの出力結果を業務へ利用する際には、以下の点をしっかり確認したうえで、責任を持って利用判断を行ってください。また、必要に応じて、生成物を取捨選択、修正加工を行った上で利用するようにしてください。

- ① 生成物を鵜呑みにせず、根拠等をしっかり確認すること。

大規模言語モデル(LLM)の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い

単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものであり、書かれている内容には虚偽が含まれている可能性があります。

さらに、生成 AI は通常インターネット上の情報を学習させて作成されるため、生成物に意図しない偏りが含まれている可能性があり、偏りに気づかぬまま生成物を利用することにより、個人や集団を不当に差別することになるおそれがあります。

また、生成物に関する説明責任や生成物の利用に関する責任は生成 AI の利用者側にあり、利用者には生成物が最終的に公開されても支障のない内容であることを担保する責務があります。

そのため、生成物を利用するに当たっては、必ず根拠を確認するほか、正確性、妥当性、一貫性、説明可能性を確認するようにしてください。

✓ 確認の観点

- 正 確 性 :生成物に誤りがないこと。
- 妥 当 性 :生成物が職員の目的や利用状況に適合していること。
また、情報の偏りがいないこと。
- 一 貫 性 :生成物が、生成物の内部で矛盾しておらず、他の情報源と比較しても整合していること。
- 説明可能性 :生成物に対して職員がその内容や根拠を説明できること。

✓ 生成 AI が苦手とするポイント

- 事実関係の誤り:生成 AI は意味を理解して文章を生成しているわけではないことから、単純な事実関係を誤るケースがあります。
- 偏り (偏 見):インターネット上の情報を学習させて作られたものであることから、意図しない偏り(偏見)が含まれている可能性があります。
- 計 算:一般的に計算は不得意とされているため、数字の取扱いには注意を要します。

② 権利侵害等となっていないかをしっかり確認すること。

単に他人の既存著作物、作家名、作品の名称を入力するだけの行為は、必ずしも直ちに著作権侵害に該当するとは限りませんが、生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、生成物を利用(複製や配信等)する行為が著作権侵害に該当する可能性があります。

また、生成 AI を利用して生成したキャッチコピーなどを宣伝などに使う行為は、他者が権利を持っている登録商標権や登録意匠権を侵害する可能性があります。

上記を踏まえ、生成物を利用するに当たっては、以下の方法等により、必ず著作権侵害、商標権・意匠権侵害など、権利侵害となっていないかを職員で確認するようにしてください。

- 生成されたテキストを検索サービスに入力して検索する。
- 商品名やキャッチコピーに使用する場合は、独立行政法人工業所有権情報・研修館が運営する特許情報プラットフォーム(<https://www.j-platpat.inpit.go.jp/>)の検索機能を活用し、既に商標として登録されていないか検索し、確認する。

③ 安全性・公平性・客観性・中立性等に問題がないことをしっかり確認すること。

生成物には、差別用語や倫理に反する表現が含まれている可能性があり、生成物の内容を確認せず利用することで、第三者の生命・身体・財産等に危害や不利益を及ぼす可能性があります。

上記を踏まえ、人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る内容が含まれていないかを職員で確認するようにしてください。

イ 委託業務における成果物に生成 AI サービスによる生成物が含まれる場合は必要な規定を含めた契約を締結すること。

業務を委託する外部事業者に対しては、当該委託業務の成果物に生成 AI サービスによる生成物が含まれる場合は、受託業務の遂行に当たって本ガイドラインに沿った対応が可能となるよう、委託契約書等に必要な規定を定めてください。

第4 生成 AI サービス特有のリスクケースへの対応

1 生成 AI サービス特有のリスクケースの例

生成 AI サービスは、その特徴から、その出力結果に関して、生成 AI サービス特有のリスクケースが発生する可能性があります。以下は、生成 AI サービス特有のリスクケースの例です。

- 生成 AI が人種・性別・文化等に関する偏見や差別を含む社会的に大きな問題となり得る出力を行った。
- 生成 AI が攻撃的又は危険なコンテンツを生成した。
- 生成 AI が事実と異なる情報を出力し（ハルシネーション）、利用者がその情報を利用したことによって利用者若しくは第三者に不利益を与えた。
- 利用者が生成 AI により既存の作品に類似し、著作権の侵害等の問題が生じる可能性が高いコンテンツを意図せず生成し、利用したことで当該作品に係る権利者等から削除等の申出を受けた。

2 生成 AI サービスにおけるリスクケース発生時の対応

生成 AI サービス特有のリスクケースが発生した場合、重要度・影響の程度等を踏まえ、以下の手順に沿って速やかに適切な対応を行ってください。

(1) 検知内容の報告

利用者若しくは第三者に不利益を与えるような、生成 AI サービス特有のリスクケースを検知した者は、迅速に所属長へ報告すること。また、別紙1「生成 AI サービス特有のリスクケースの報告フォーム」により、迅速にデジタル推進課へ報告すること。

(2) 対処

利用者若しくは第三者に不利益を与えるような、生成 AI サービス特有のリスクケースを検知した者は、必要に応じデジタル推進課等の指示を仰ぎながら、業務影響特定・原因特定・暫定対応措置・恒久対応措置等を実施すること。

(3) 対応結果の報告

利用者若しくは第三者に不利益を与えるような、生成 AI サービス特有のリスクケースを検知した者は、別紙1「生成 AI サービス特有のリスクケースの報告フォーム」の該当箇所に対処の内容を記載し、(1)と同様に報告すること。

第5 その他

本ガイドラインに関する問い合わせ先は、デジタル推進課とします。

改定履歴

- ・第 1.0 版 令和 5 年 6 月 19 日 初版発行
- ・第 2.0 版 令和 6 年 2 月 1 日 千葉県生成 AI 利用サービスの導入等に伴い全面改定
- ・第 2.1 版 令和 6 年 2 月 9 日 Google 社のサービス名称変更に伴い「Bard」を「Gemini」に変更
- ・第 3.0 版 令和 6 年 10 月 29 日 千葉県生成 AI 利用サービスの機能追加に伴い再編
- ・第 3.1 版 令和 7 年 4 月 1 日 その他の生成 AI サービスに「Copilot Chat」の記載を追加
- ・第 4.0 版 令和 8 年 2 月 2 日 Teams の導入及び総務省による「自治体生成 AI システム利用ガイドライン(ひな形 Ver1.0)」の策定を踏まえ全面改定

別表

生成 AI サービス名	担当課	利用者	利用可能な業務の範囲	入力可能な情報
千葉県生成 AI 利用サービス	情報システム課	千葉県全庁情報ネットワーク運営要綱 に基づき、配付パソコンの配付及び利用者認証を受けた職員	業務目的での汎用的な利用	自治体機密性 3B 以下の情報 ※ ¹
Microsoft 365 Copilot Chat	情報システム課	Teams 等運用要領で定める利用者に該当する職員	業務目的での汎用的な利用	自治体機密性 3B 以下の情報 ※ ²
		Teams 等運用要領で定める利用者に該当しない職員	業務目的での汎用的な利用	自治体機密性 1 の情報

※¹「入力可能な情報」については、[千葉県生成 AI 利用サービス運用要領](#)に定められた規定を遵守してください。

※²「入力可能な情報」については、アップロードされたファイルが OneDrive に保存されることを踏まえ、[Teams 等運用要領](#)に定められた規定を遵守してください。また、プロンプトに入力する情報についても、同規定を準用し、取り扱ってください。

生成AIサービス特有のリスクケースの報告フォーム

報告事項		記載事項の説明・記入イメージを参考にして、以下報告フォームを記入してください。				記載事項の説明	記入イメージ
		報告者が記載する欄		デジタル推進課が記載する欄			
		[初期報告時]可能な限り記載ください	[結果報告時]更新内容を記載ください	[初期報告時]補足事項を記載ください	[結果報告時]補足事項を記載ください		
記入者情報	所属（課室）					記入者の所属（課室）を記載	○○課
	氏名					記入者の名前を記載	○○○○ ○○○○
	メールアドレス					記入者のメールアドレスを記載	○○○○○○○○○○@example.jp
	電話番号					記入者の電話番号を記載	xx-xxxx-xxxx
検知情報	検知日時					報告者が生成AIサービス特有のリスクケースを検知した日時を記載	2025/7/1 10:10
	サービス名 <small>（業指定以外の生成AIサービスの場合） 利用している生成AIモデル</small>					サービスシステム名を記載 生成AIのモデル名を記載	千葉県生成AI利用サービス ○○社の○○
	当該サービスでの発生事象					発生事象を記載	生成AIサービスから○○課の内部情報と思われる結果が出力された。
	検知した経緯					検知した経緯・状況を記載	生成AIに作内システムから返答を出力させるようなプロンプト（備考参照）を入力したところ発生事象に記録した結果が出力された。
	<small>（任意） 事象発生画面の証拠</small>					発生事象が分かるキャプチャ等 <small>（証拠添付用シートに添付のうえ、左記の枠にはそのキャプチャが何を表すものが分かる情報を記載すること）</small>	キャプチャ#1： ○○○についての質問を投じた際のプロンプト情報 キャプチャ#2： ○○市のデータと思われる出力結果
影響情報	CSIRTとの連携要否・連携状況	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	CSIRTとの連携要否・連携状況を選択。選択式：連携要/未連携・連携要/連携済・連携不要	連携不要
	業務影響の程度	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	業務影響の程度を選択。選択式：高（業務遂行が困難）・中（業務遂行が可能・効率が悪化）・低（業務遂行が可能・効率低下）	小（業務遂行が可能・効率低下）
	業務影響詳細					業務影響の詳細を記載	当該生成AIサービスの一時的な使用の中止、業務継続実施中
	個人情報漏えいの発生有無	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	個人情報漏えいが発生したかを記載。選択式：個人情報漏えいの発生あり/普査情報漏えいの発生あり/普査情報漏えい個人情報保護期に連携済・個人情報漏えいの発生なし	個人情報漏えいの発生なし
対応情報	原因特定状況					原因特定状況を記載。直接原因・真因をそれぞれ明記	直接原因：RAGの参照データに○○課のデータが含まれていた。 真因：権限設定ミス・利用した
	暫定対応措置					暫定対応措置を記載	利用者に対しての事象の周知・一時的な使用の中止を呼びかけ
	恒久対応方針					恒久対応の方針を記載	権限設定を修正することで対応予定
	恒久対応措置					恒久対応措置を記載	権限設定を修正することで対応済
	相談事項					対応方針等に係る相談事項を記載	特になし
	事象の再現可否 <small>（把握可能な場合）</small>	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	▼選択肢から選んでください	事象が再現するかどうかを記載。選択式：再現する・再現しない（原因分析の一環で、「検証環境等」のような入力で事象が発生するかの把握するため、まずは把握可能な場合において再現可否を記載し、もう一度を想定）	再現する
備考					その他特記事項あればその旨を記載	事象が発生した際のプロンプトは以下の通り。 xxxxxx	